UC QUICPay 会員規約

第1条(目的)

本規約は、「UC QUICPay」と称する携帯電話その他の携帯機器に搭載された非接触 IC チップを用いて行うクレジット決済サービス(以下「本決済サービス」という)の内容、利用方法等を規定し、第2条で定める UC QUICPay 会員が予め指定するクレジットカード(以下「本カード」という)の発行会社(以下「当社」という)との間の契約関係について定めるものです。

第2条 (UC QUICPay 会員)

当社が発行するクレジットカードのうち当社が指定するクレジットカードの会員(以下「会員」という)で、本規約を承認の上、当社所定の方法で本決済サービスの利用を申込み、当社が承諾した方を UC QUICPay 会員とします。なお、本規約に基づく契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

第3条 (ID・パスワードの発行)

- 1. 当社は、UC QUICPay 会員に対し、UC QUICPay 会員ごとに定められた ID (以下単に「ID」という) およびパスワードを発行し、当社所定の方法により通知します。なお、ID およびパスワードは当社が通知する所定の期間内に第 5 条に定める会員情報登録がなされない場合または一度でも会員情報登録に利用された場合には無効となります。
- 2. UC QUICPay 会員は当社から通知された ID およびパスワードを善良なる管理者の注意をもって使用・管理するものとし、UC QUICPay 会員本人以外の第三者に使用させてはなりません。
- 3. UC QUICPay 会員は、第5条に定める会員情報登録を行う前に、通知を受けた ID およびパスワードを紛失し、または盗難された場合には、すみやかに当社所定の方法により届け出るものとします。
- 4. UC QUICPay 会員が、前二項に違反したことにより、第三者が ID およびパスワードを使用して本決済サービスを利用した場合、当該第三者による利用を UC QUICPay 会員本人による利用とみなします。

第4条(準備事項)

1. UC QUICPay 会員は、第5条に定める会員情報登録に先立ち、自己の責任および費用負担において、本決済サービスに対応しうる機能を備えたものとして当社が指定する携帯電話(以下「指定携帯電話」という)その他の携帯機器(以下「指定携帯機器」という)の準備、携帯電話通信事業者とのインターネット利用サービス契約の締結その他本決済サービスの利用に必要な当社所定の準備を行うものとします。

2. UC QUICPay 会員が、前項に定める準備を怠ったことにより本決済サービスの利用ができない場合、当社は一切の責任を負いません。また UC QUICPay 会員と携帯電話通信事業者との間の携帯電話を利用したインターネット利用サービス契約が、理由のいかんを問わず終了した場合には、本決済サービスの利用の全部または一部が制限される場合があります。

第5条(会員情報登録)

- 1. UC QUICPay 会員は、自己の責任および費用負担において、当社が指定するダウンロードセンターから、本決済サービスを利用するために必要な当社が指定するアプリケーション (以下「本アプリケーション」という)を、当社所定の方法で、本決済サービスで使用する自己の指定携帯電話にダウンロードし、かつ指定サイト(以下「本サイト」という。以下「本アプリケーション」と「本サイト」を総称して、「本アプリケーション等」という)を使用(本アプリケーションのダウンロードと総称して、以下「使用等」という)する等の方法(本サイトを使用しない場合もあります)を実施したうえで、自己に通知された ID およびパスワードを入力する等当社所定の操作を行うことにより、ID および有効期限等本決済サービスの利用に必要な情報(以下「会員情報」という)を会員の指定携帯電話内または指定携帯機器内に装備された非接触 IC チップに格納(以下「会員情報登録」という)するものとします。
- 2. UC QUICPay 会員は、本決済サービスの利用目的以外の目的で本アプリケーション等を利用しないものとし、また、第三者をして本アプリケーション等を利用させないものとします。

第6条(本機器の利用)

- 1. UC QUICPay 会員は、前条の手順に従い、会員情報登録が完了した当該指定携帯電話または当該指定携帯機器(以下総称して「本機器」という)を、本決済サービスの利用が可能な加盟店(以下「QUICPay 加盟店」という)において、本決済サービスを利用するためにQUICPay 加盟店に設置された専用端末(以下「QUICPay 専用端末」という)に本機器をかざす等当社所定の操作を行うことにより、UC QUICPay 会員が予め登録した当社のクレジットカード(以下「本カード」という)を用いずに、QUICPay 加盟店から商品、権利の購入またはサービスの提供を受けるため(商品、権利、サービスを以下「商品等」という)、本カードによる代金決済サービスを利用することができるものとします。但し、一部本決済サービスの利用ができない商品等もあります。
- 2. 前項にかかわらず、QUICPay 加盟店は、UC QUICPay 会員の本決済サービス利用状況に応じて、当社に対し、第 9 条に定める本決済の利用可能な金額を照会し、また UC QUICPay 会員本人による利用であることを確認する場合があります。なお、この利用可能な金額の照会には、通信回線の利用状況により多少時間がかかる場合もあります。

- 3. UC QUICPay 会員は、第 13 条第 1 項および第 2 項に定める場合のほか、以下の各号に定める場合、本機器による本決済サービスを利用することができないことがあります。
- (1) 本機器の物理的な破損・汚損等により、QUICPay 専用端末において本機器の取扱いができない場合。
- (2) 本カードにつき、紛失、盗難その他本カードの会員規約に定める理由により、その利用が一時停止されている場合。
- (3) その他、当社が、UC QUICPay 会員の本決済サービス利用状況等により UC QUICPay 会員の本機器の利用が適当でないと判断する事項として、UC QUICPay 会員に通知又は公表した事項に該当した場合。

第7条(本機器の管理)

- 1. UC QUICPay 会員は、本機器を善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理するものとし、UC QUICPay 会員本人以外の第三者に、本機器による本決済サービスの利用をさせてはなりません。
- 2. UC QUICPay 会員は、本機器につき、機種変更もしくは修理または第三者に対する譲渡、貸与、預託、担保供託等もしくは廃棄等一切の処分をする場合には、当社所定の方法により、その旨を当社に届け出るものとし、かつ、指定携帯内に記録されている本アプリケーション、本サイトのブックマークおよび本機器内に記録されている会員情報を事前に削除するものとします。
- 3. UC QUICPay 会員は、本機器を紛失し、または盗難等の被害にあった場合には、ただちに、当社所定の方法によりその旨を当社に届け出るものとします。
- 4. UC QUICPay 会員は、本機器内に装備された IC チップおよび本アプリケーション等につき偽造、変造、もしくは複製または分解もしくは解析等をおこなってはなりません。
- 5. UC QUICPay 会員が、前四項に違反したことにより、第三者が本機器を使用して本決済サービスを利用した場合、当社は、当該第三者による利用を UC QUICPay 会員本人による利用とみなします。
- 6. UC QUICPay 会員が、本機器につき機種変更する場合は、第 2 項に定める届出並びに本アプリケーション等および会員情報の削除を行ったうえで、第 11 条に基づき ID およびパスワードの再発行を受け、当該 ID およびパスワードを使用して、改めて第 5 条に準じて会員情報登録を行うものとします。

第8条(ご利用代金の支払い)

- 1. UC QUICPay 会員は、本決済サービスの利用に係る商品等の代金を、本カードの利用代金として、その他の本カードの利用代金等と合算して支払うものとします。
- 2. 前項の本決済サービスの利用代金の支払いのうち QUICPay 加盟店での利用に係る支払 期日および支払金額等は、原則として1回払いに関する本カードの会員規約を準用します。

ただし、本カードについて別途支払区分が定められている場合は、当該支払区分に従います。

第9条(ご利用可能金額)

- 1. UC QUICPay 会員は、本カードについて定められたカード利用枠からカード利用残高を 差し引いた金額の範囲内で、本決済サービスを利用することができます。
- 2. 前項にかかわらず、UC QUICPay 会員による本決済サービスの利用は、一回あたり金 20,000 円を上限とします。

第10条(有効期限)

- 1. 本決済サービスの利用の有効期限は、当社が指定するものとし、ID およびパスワードとあわせて UC QUICPay 会員に通知します。
- 2. 当社は、本決済サービスの利用の有効期限までに退会の申し出がなくかつ会員資格を喪失していない UC QUICPay 会員のうち、当社が引き続き UC QUICPay 会員として承認する場合には有効期限を更新し、当社所定の方法で、その旨を通知します。
- 3. 前項の場合、UC QUICPay 会員は、当社所定の更新登録期間(更新登録期間は当社が通知または公表します)内に本アプリケーション等の使用等をして、当社所定の操作を行うことにより、会員情報の更新登録を行うものとします。

第11条 (ID およびパスワードの再発行)

- 1. 当社は、ID およびパスワードの紛失もしくは会員情報登録期間の経過による無効、または、本機器の紛失、盗難、破損もしくは汚損等の理由により、UC QUICPay 会員が希望し、当社が審査のうえ適当と認めた場合、ID およびパスワードを再発行します。
- 2. 前項の場合、UC QUICPay 会員は、新たに発行、通知された ID およびパスワードを使用して、改めて第5条に準じて会員登録を行うものとします。

第 12 条 (退会および会員資格の喪失)

- 1. UC QUICPay 会員が、退会する場合は、当社所定の方法により当社にその旨を届け出るものとします。
- 2. UC QUICPay 会員が、以下の各号のいずれかに該当した場合は、通知または催告なく UC QUICPay 会員としての会員資格の取消しをさせていただくことがあります。
- (1) 本カードの会員資格を失った場合。
- (2) UC QUICPay 会員が、本決済サービスを法令に違反もしくは公序良俗に反し、または本規約に違反する利用をした場合。
- (3) UC QUICPay 会員による本決済サービスの利用が適当でないと当社が判断する行為として UC QUICPay 会員に通知又は公表した行為を行った場合。
- (4) 本決済サービスの最終利用日より1年間、利用がない場合。

3. UC QUICPay 会員は、退会もしくは会員資格を喪失した場合、当社の指示に従い、速やかに本機器に登録されている会員情報を削除するものとします。なお、当該措置を行わなかったことにより第三者が本機器を本決済サービスで利用した場合、当該第三者による利用を UC QUICPay 会員本人の利用とみなします。

第13条(サービスの一時停止、中止)

- 1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、UC QUICPay 会員に対する事前の通知なく、本決済サービスの提供を一時停止または中止することがあります。
- (1) 本決済サービスの提供のための装置およびシステムにかかる保守点検、更新を定期的にまたは緊急に行う場合。
- (2) 火災、天災、停電その他の不可抗力により、本決済サービスの提供を継続することが困難である場合。
- (3) その他、当社が本決済サービスの提供の一時停止または中止が必要と判断した場合。 2. 当社は、前項に定める場合のほか、技術上または営業上の判断等により、UC QUICPay 会員に対し事前に通知することにより、本決済サービスの提供を一時停止または中止する
- 3. 前二項に定める本決済サービスの提供の一時停止または中止により、UC QUICPay 会員または第三者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当社は一切責任を負いません。

第14条(免責事項)

ことができます。

- 1. 当社は、UC QUICPay 会員が本機器を使用して本決済サービスを利用したことにより、本機器の通話機能、インターネット通信機能もしくはその他の機能、または本機器内に保存された各種データ等に何らかの悪影響が及び、UC QUICPay 会員または第三者に損害が発生した場合といえども、当社に故意または過失があった場合を除き、その賠償の責任を負いません。
- 2. 当社は、本規約に別途定める場合を除き、本機器および本機器内に装備された IC チップ等の技術的な欠陥、品質不良等の原因により、UC QUICPay 会員が本機器を使用して本決済サービスを利用することができない場合といえども、当社の故意または過失による本アプリケーション等の技術的な欠陥、品質不良等によることが明らかである場合を除き、その賠償の責任を負いません。
- 3. 当社が、賠償責任を負う場合であっても、第1項の場合における賠償額は、本機器の本体価格に相当する額を限度とするものとし、前項の場合における賠償額は、本決済サービスを利用できないことに直接的に起因する通常の損害の額に限定され、逸失利益、間接損害、特別損害には及ばないものとします。但し、当社に故意または重過失がある場合における賠償額については、この限りではないものとします。

第15条(本カードの会員規約の適用)

本規約に定めない事項については、本カードの会員規約を準用するものとします。

第16条 (規約の改定)

- 1. 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を当社のホームページ(http://www2.uccard.co.jp/)において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で UC QUICPay 会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、第2号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当社のホームページへの掲載等を行うものとします。
- (1)変更の内容が UC QUICPay 会員の一般の利益に適合するとき。
- (2)変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき
- 2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ (http://www2.uccard.co.jp/) において告知する方法又は UC QUICPay 会員に通知する方法その他当社所定の方法により UC QUICPay 会員にその内容を周知した上で、本規約を

変更することができるものとします。この場合には、UC QUICPay 会員は、当該周知の後に UC QUICPay 会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。